

令和 8 年 1 月 27 日
学校健康推進課

区立小・中学校の給食費の改定について

1. 主旨

区立小・中学校の給食費は、「世田谷区学校給食費に関する規則」により、その単価を定めており、物価高騰を踏まえ、令和 7 年 4 月に規則上の給食費単価の改定を行ったところだが、その後も物価の高騰が続いていることから、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するには食材費の増額が必要であるため、令和 8 年 4 月より、当該規則における給食費の改定を行う。

2. 給食費の比較

区では、令和 4 年 6 月以降の食材費増額の検討の際に、国の学校給食摂取基準に基づき作成した令和 3 年度の 1 年間の献立をもとに、検討時点における食材費価格で献立を実施した場合にかかる 1 食あたりの単価を算出し、規則上の給食費単価との比較を行ってきた。

令和 7 年 12 月時点の食材費価格で、同じ献立を実施した場合にかかる 1 食あたりの単価を算出した結果は、下記の表のとおり。

対象	規則上の 給食費単価	令和 7 年 12 月時点 1 食あたりの単価	価格差	上昇率
小学校(中学年)	349 円	394.44 円	45.44 円	13.0%

(小学校の平均値として中学年の単価 349 円をモデルに算出)

規則上の給食費単価と比較すると、価格差は 45.44 円、上昇率は 13.0% となるため、規則上の給食費単価の 13% 相当分を上乗せする食材費増額を実施する必要がある。

3. 改定額

前記により、規則上の給食費単価の 13% 増額した金額を、令和 8 年 4 月からの給食費の改定額とする。

改定前と改定後の給食費単価の比較

対象	規則上の 給食費単価	改定後の 給食費単価	差額
小学校(低学年)	313 円	354 円	+41 円
小学校(中学年)	349 円	395 円	+46 円
小学校(高学年)	377 円	427 円	+50 円
中学校(自校方式)	432 円	489 円	+57 円
中学校(調理場方式)	401 円	454 円	+53 円

4. 改定時期

令和8年4月

5. 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月中旬～ 学校等周知

4月

規則における給食費の改定